

物品売払い契約書(案)

- 1 物 件 名
- 2 売 払 物 品 別紙仕様書のとおり
- 3 売 買 代 金 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 契 約 保 証 金 金 円
- 5 売買代金納付期限 令和7年11月4日

上記の物品売払いについて、売払人と買受人とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により物品売払契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

千葉県佐倉市海隣寺町97番地
売払人 佐倉市
市長 西 田 三十五 印

買受人

印

(総則)

第1条 売払人（以下「甲」という。）及び買受人（以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、別添仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継せしめ若しくは担保に供してはならない。ただし、書面により、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(売買代金の納付)

第3条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により、納付期限までに佐倉市指定（指定代理又は収納代理）金融機関に納付しなければならない。

2 売買代金が佐倉市指定金融機関に納付されたことを甲が確認したことをもって完納とする。

(所有権の移転)

第4条 売払物品の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

2 甲は、前項により売払物品の所有権が移転した後、乙の請求に基づき、甲が準備すべき移転登録等に要する書類を作成して乙に渡すものとする。

3 乙は、遅滞なく移転登録手続きを行い、自動車検査証の写し又は登録識別情報等通知書の写しを甲に提出しなければならない。

(売払物品の引渡し)

第5条 乙は、売払物品の所有権が移転した日から15日以内に物品を搬出し、受領証を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、甲の指示に従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配等の手続きについては、乙が行わなければならない。

3 前2項に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第6条 第4条の規定による売払物品の所有権が移転した日から売払物品の引渡しの時までに、甲の責めに帰することのない理由により当該売払物品が滅失又はき損した場合の損害は、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第7条 乙は、この契約の締結後、売払物品に、種類・品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない状態があることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除をすることはできない。ただし、甲が引渡しの際にそ

の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償又は補償をすることを要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(解除に伴う返還金等)

第9条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、次項以下に定める措置をとるものとする。

2 乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

3 乙の負担した契約に要した費用は賠償しない。

4 乙が支払物品に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は補填しない。

5 甲は、この契約を解除した場合において、乙が損害を受けることがあってもこれを賠償しない。

(乙の原状回復義務)

第10条 乙は、甲が第8条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する

期日までに、売払物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売払物品を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書の場合において売払物品が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により損害額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第12条 甲は第9条第2項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結及び履行に関する一切の費用はすべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約において疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

暴力団排除に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(関係機関への照会)

第2条 佐倉市（以下「発注者」という。）は、契約からの暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方（以下「受注者」という。）に対して、受注者又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請事業者等」という。）の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 発注者は、受注者から提供された情報を管轄の警察署に提供することができる。

3 受注者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第3条 受注者は、自らが、又は下請事業者が、暴力団又は暴力団員から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、発注者及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

(遵守義務違反)

第4条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年5月1日施行）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。

仕様書

車両の形状	
車名	
型式	
車体番号	
初年度検査年月	
原動機の型式	
総排気量	
車体色	
車検満了日	
走行距離	